

【近江八幡市】導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

近江八幡市は、滋賀県のほぼ中心に位置し、琵琶湖で最大の有人島である沖島を有しているほか、重要文化的景観に指定されている西の湖の水郷地帯など自然環境にも恵まれている。温暖な気候と災害の少なさ、また大阪・京都方面へのアクセスの良さなどから、人口増加や産業の発展をもたらしてきた。過去5年間の人口は約82,000人前後で推移しているが、今後、少子高齢化の影響もあり、人口減少が見込まれる。

産業構造としては、1次産業が1.3%、2次産業が17.2%、3次産業が81.5%となっている。その内、2次産業については事業所数が減少しているものの従業者数は横ばいから微増傾向にある。これは、雇用力の高い大企業以外の中小企業で廃業が増加していることを示していると考えられる。

また、豊かな自然と歴史文化資源に恵まれており、平成28年度には483万人の観光客が訪れる県内でも有数の観光都市となっているが、長期間滞在の少なさや観光地間のネットワークに課題を抱えており、産業構造に影響を及ぼすまでには至っていない。

市内の中小企業においては、商店街の衰退や後継者不在による廃業など事業所の減少は深刻な問題となっている。また、観光客は年間400万人以上が訪れているものの、その消費動向は一部の業種に偏る傾向があり、多くの中小企業にはその波及効果が及んでいない。

こうした状況を鑑み、市内中小企業において、より生産性の高い設備等の導入を促進することで労働生産性の向上を図り、中小企業の経営基盤の強化や競争力の強化につなげていくことが必要である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の経営基盤や競争力の強化を図り、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するために、計画期間中の目標数として年平均10件（累計30件）の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

※目標数値は、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置の実績を考慮して設定。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な設備等への投資を促進させるため、本計画の対象とする設備等は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

近江八幡市全域において、幅広い中小企業者の生産性向上に向けた取り組みを促すため本計画の対象区域は近江八幡市全域とする。

(2) 対象業種・事業

近江八幡市の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業など多岐に渡っており、多様な業種・事業を行う中小企業者が地域経済や雇用を支えている。したがって、幅広い取り組みを促すため、近江八幡市内で事業活動を行う全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定対象としない。

②公序良俗に反する取り組みを行う中小企業者や、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者が策定する先端設備等導入促進計画は認定対象としない。

③先端設備等導入促進計画の認定を受けた中小企業者は、近江八幡市が必要とした際には、計画の進捗状況を報告することとする。

④中小企業者は、先端設備等導入促進計画の策定時や実行時において、認定支援機関と連携して計画策定や計画実行を行うものとする。また、認定支援機関は中小企業者の求めに応じて、適切な情報提供等を行うものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。